

0-1 アセスの対象要件について

【質問】

同じ乙地域内に存在する鉄塔であっても、アセスの対象となるものと対象外のものがあるが、その違いが何に起因するのか（工事内容とそれともなう敷地の拡大の有無など）を明確にして欲しい。併せて、そのことが分かるような資料を示して欲しい。

【回答】

＜アセスの対象要件と算定＞

- 電線路（鉄塔含む）の要件については、条例施行規則別表第1に定められており、本件では、一つの乙地域における延長が合計1 km以上かつ電圧 17 万ボルト以上の架空電線路を設置する事業となります。電線路の設置には、鉄塔の新設、増設、建替え及び移設が含まれます。
- アセス対象となる建替え鉄塔の両側の電線路であって次の鉄塔までが、アセス対象要件の算定に用いられます。ただし、乙地域内に限るので、建替えする鉄塔の両側の電線路であっても、その他の地域にかかる部分はアセス対象外です。

【参考】

- ・ 条例施行規則別表第1

番号	事業の種類	要件			
		内容	規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	その他の地域
7	電気 工作物 の建設	(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第8号に規定する電線路（発電電気工作物、変電所その他これらに類する施設に設置するものを除く。以下「電線路」という。）の設置	一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業	一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業	

＜工事の内容とアセス対象＞

- 本件の工事内容は、「鉄塔の建替え（これに伴う電線路の移設等を含む）」、「鉄塔の補修」及び「基礎の補強」の3つです。
- このうち、鉄塔の建替えはアセス対象ですが、鉄塔の補修及び基礎の補強はアセス対象ではありません。
- 環境影響評価は、一定規模以上の開発事業を行う場合の影響を審査するものであるため、新設工事や増設工事についてはアセス対象としていますが、既存の建築物や工作物を当該場所で継続して使用する改修工事については、アセス対象としていません。

- このため、今回の工事のうち、「鉄塔の建替え」は新設工事として、アセス対象となり、「鉄塔の補修」及び「基礎の補強」は、既存鉄塔を当該場所で継続して使用するための改修工事であることから、アセス対象外となります。

<地域区分（その他の地域）とアセス対象>

- その他の地域は、地域区分により工事の内容にかかわらずアセス対象外となっていますので、建替えする鉄塔であってもアセス対象外となります。

<敷地の拡大とアセス対象>

- 乙地域内における建替え鉄塔はアセス対象ですが、条例施行規則別表第1の備考6(1)により、対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する場合は、アセス対象外としています。
- しかし、本件における乙地域内の建替え鉄塔は、すべて敷地の拡大を伴うため、当該規定は適用されませんので、すべてアセス対象となります。
- なお、鉄塔の補修及び基礎の補強はアセス対象ではないので、当該規定の適用はありません。

【参考】

- ・ 条例施行規則別表第1の備考6(1)
6 1の項から12の項まで(2の項の(2)を除く。)及び16の項から18の項までに掲げる事業のいずれかに該当する対象事業(法対象事業を除く。)の範囲には、次のいずれかに該当する事業を含まないものとする。
(1) 対象事業の内容となつている既存の工作物を除却し、かつ、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業(6の項の(1)に掲げる事業にあつては排水量及び燃料使用量が、7の項の(1)に掲げる事業にあつては出力が、10の項の(1)に掲げる事業にあつては処理能力が当該既存の工作物より大きいものを除く。(2)において同じ。)
(2) (略)

<実施計画書(2-1-2頁の図2-1-1など)における赤丸と黒丸について>

- 実施計画書において、乙地域内の赤丸は建替え鉄塔としてアセス対象であり、黒丸は鉄塔の補修又は基礎の補強としてアセス対象外となります。
- その他の地域は、地域区分により工事の内容にかかわらずアセス対象外としているため、すべて黒丸としています。